

山口県報

平成24年
12月4日
(火曜日)

目次

- 規則
山口県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則(森林企画課)……………一
- 告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課)……………二
- 生活保護法の規定に基づく施術者の指定(厚政課)……………三
- 公告
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(四件)(商政課)……………四
宇部都市計画及び山口都市計画下水道の変更の案に関する公聴会の開催(都市計画課)……………四
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)……………五



山口県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十二月四日

山口県知事 山本 繁太郎

山口県規則第八十六号

山口県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

山口県林業・木材産業改善資金貸付規則(平成十五年山口県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

4 この規則において「促進事業者」とは、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成二十二年法律第六十七号。以下「六次産業化法」という。)第十条第一項の規定により読み替えて適用される法第三条第一項の促進事業者をいう。

第三条中「又は認定木材製造業者」を、「認定木材製造業者又は促進事業者」に改める。

第四条第一項中「及び一認定木材製造業者こと」を、「一認定木材製造業者こと及び一促進事業者こと」に改める。

第五条第一項中「第十二条第二項」を「第十三条第二項」に、「及び公共建築物木材利用促進法第十二条」を、「公共建築物木材利用促進法第十二条及び六次産業化法第十条第二項」に改め、同条第二項中「第十二条第二項」を「第十三条第二項及び六次産業化法第十条第二項」に改める。

第九条第二項第一号中「第十二条第二項」を「第十三条第二項」に改め、同項に次の一号を加える。

四 六次産業化法第十条第二項に規定する資金にあつては、六次産業化法第五条第一項の認定を受けたことを証する書類の写し

第十七条第一号及び第二十一条第一項中「又は認定木材製造業者」を、「認定木材製造業者又は促進事業者」に改める。

別記第一号様式の添付書類2中「第12条第2項」を「第13条第2項」に改め、同添付書類に次のように加える。

5 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第10条第2項に規定する資金にあつては、同法第5条第1項の認定を受けたことを証する書類の写し

別記第四号様式の別紙中「又は認定木材製造業者」を、「認定木材製造業者又は促進事業者」に改める。

別記第五号様式の注2及び3並びに別記第六号様式の添付書類1中「又は認定木材製造業者」を、「認定木材製造業者又は促進事業者」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第四百七十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。
 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十四年十二月四日から同月二十五日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び平生町役場において公衆の縦覧に供する。

平成二十四年十二月四日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
 氏名又は名称 永大産業株式会社
 住 所 大阪市住之江区平林南二丁目一〇番六〇号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
 名称 永大産業株式会社山口生産管理部
 所在地 熊毛郡平生町大字曾根二三八八番地
- 三 特定施設に関する事項
 (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	能 力 (l)	構 造			使用の方法	
		工事着手 年月日 予定	工事完成 年月日 予定	使用開始 年月日 予定	使用時間 間隔 一日当た りの使用 時間	季節的変 動の概 要
三三ーイ	七、〇〇〇	平成二四、 一、二、二五	平成二四、 一、二、二五	平成二四、 一、二、二五	断 続 三 時 間	変動なし

備考 「三三ーイ」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する縮合反応施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)
	水素イオン濃度 (水素指数) (mg/l)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
三三ーイ	六・四	五、〇〇〇	二
	七、六	六、〇〇〇	三

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造	能力 (m ³ /日)	処理の方式	使用時間間隔	一日当たりの使用時間	季節的変動の概要	工事着手予定 年月日	工事完成予定 年月日	使用開始予定 年月日
ラグーン処理施設	ゴム防水槽	五〇〇	ラグーン式活性汚泥法	連続	二四時間	〃	(既)		(設)
凝集沈殿処理施設	コンクリート製	六〇	凝集沈殿	連続	五時間	概変動なし			

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種類	項目	汚水等の汚染状態の値			汚水等の一日当たりの量 (m ³)
		通常	最大	検出せず	
凝集沈殿処理施設	処理前	七	四、〇〇〇	検出せず	二八
	処理後	〃	五、〇〇〇	検出せず	三五
ラグーン処理施設	処理前	〃	二、八〇〇	〃	〃
	処理後	〃	三、五〇〇	〃	三九〇

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 1 排水口	排出水の汚染状態の値			排水の一日当たりの量 (m ³)
	通常	最大	検出せず	
七	水素イオン濃度 (水素指数)	六	九	〃
	化学的酸素要求量 (mg/l)	九〇	五〇	〃
八	浮遊物質質量 (mg/l)	八〇	三	三五〇
	鉍油類 (mg/l)	三	二五	〃
六	鉍油類 (mg/l)	三	二五	〃
	鉍油類 (mg/l)	三	二五	〃

山口県告示第四百八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施設を担当させる施術者を次のとおり指定した。

平成二十四年十二月四日

山口県知事 山本 繁太郎

施術者の氏名 福永 武雄 福永整骨院 下松市中市二丁目二番二号 平成二四、一一、八



(五八七) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十四年七月三日山口県公告(二九七)に係る大規模小売店舗について次のとおり光市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年十二月四日から平成二十五年一月四日までの間、山口県商工労働部商政課及び光市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十二月四日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 イオン光店
所在地 光市浅江一七五六の一
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(五八八) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十四年七月六日山口県公告(三〇六)に係る大規模小売店舗について次のとおり光市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年十二月四日から平成二十五年一月四日までの間、山口県商工労働部商政課及び光市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十二月四日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 イオン光店
所在地 光市浅江一七五六の一
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(五八九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十四年七月六日山口県公告(三〇七)に係る大規模小売店舗について次のとおり柳井市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年十二月四日から平成二十五年一月四日までの間、山口県商工労働部商政課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十二月四日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 マックスバリュ柳井新庄店
所在地 柳井市新庄四四の五
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(五九〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十四年七月六日山口県公告(三一)に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年十二月四日から平成二十五年一月四日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十二月四日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ザ・ビッグ岩国店
所在地 岩国市三笠町三丁目二番二号
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(五九一) 宇部都市計画及び山口都市計画下水道の変更の案に関する公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、宇部都市計

画及び山口都市計画下水道の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

平成二十四年十二月四日

山口県知事 山 本 繁太郎

一 開催の日時

平成二十四年十二月十九日(水曜日)午後七時

二 開催の場所

宇部市大字東岐波五〇六三の二一

丸尾原自治会館

三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

変更する宇部都市計画及び山口都市計画下水道宇部市、山口市公共下水道

次のとおりとする。

四 公述の申出の手續

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成二十四年十二月十二日(水曜日)までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面(以下「公述申出書」といふ。)を山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇―)山口県土木建築部都市計画課に提出してください。

なお、郵送の場合は、平成二十四年十二月十二日までの消印のあるものに限りません。

(二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができる者を選定することがあります。

(三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することがあります。

(四) (二)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることができる者に通知します。

五 その他

(一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三―九三三―三三三三)にしてください。

(二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町一番一号

山口県土木建築部都市計画課

宇部市琴芝町一丁目一番五〇号

宇部土木建築事務所

宇部市常盤町一丁目七番一号

宇部市土木建築部都市政策推進課

山口市阿知須五〇九の九

宇部・阿知須公共下水道組合

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。)

(五九二) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十四年十二月四日

山口県知事 山 本 繁太郎

一 開発区域に含まれる地域の名称

下松市大字末武上字古所

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

下松市瑞穂町二丁目一七番一〇号

有限会社下松不動産

平成二十四年十二月四日印刷

発行人所

山口県知事庁